

決算(30年度)/健全化判断比率等の状況

平成30年度決算に基づく健全化判断比率等について、お知らせします。

1 概要

本市の平成30年度決算に基づく健全化判断比率等は、すべての指標において国が定める基準未満となっています。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき健全化判断比率及び資金不足比率を算定し、監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表することとなっています。

健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上になった場合、又は資金不足比率が経営健全化基準以上になった場合は、議会の議決を経て、財政健全化計画等を策定し、計画的に健全化に向けて取り組まなければなりません。

2 健全化判断比率

健全化判断比率とは、次の4つの指標をいいます。

- ① **実質赤字比率**（普通会計の赤字額が、標準財政規模に対してどのくらいの割合であるのかを示す指標） ※普通会計:一般会計
- ② **連結実質赤字比率**（全会計(普通会計と公営事業会計をあわせた会計)の赤字額が、標準財政規模に対してどのくらいの割合であるのかを示す指標)
- ③ **実質公債費比率**（普通会計、公営事業会計、一部事務組合の借入金の返済額等に充当した市税等の一般財源が、標準財政規模に対してどのくらいの割合であるのかを示す指標)
- ④ **将来負担比率**（市が将来負担する必要がある実質的な負債額が、標準財政規模に対してどのくらいの割合であるのかを示す指標)

※ 標準財政規模:その年度に収入された市税、国からの譲与税・交付金・普通交付税と臨時財政対策債発行可能額の総額

3 健全化判断比率の状況

(単位:%)

項目	年度	健全化判断比率	早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	平成30年度	－ (赤字なし)	13.39	20.00
	平成29年度	－ (赤字なし)	13.39	20.00
②連結実質赤字比率	平成30年度	－ (赤字なし)	18.39	30.00
	平成29年度	－ (赤字なし)	18.39	30.00
③実質公債費比率	平成30年度	1.6	25.0	35.0
	平成29年度	0.7	25.0	35.0
④将来負担比率	平成30年度	－	350.0	
	平成29年度	－	350.0	

※対前年度比:③実質公債費比率は0.9%増

4 資金不足比率

各公営企業の資金不足額が、事業の規模に対してどのぐらいの割合であるのかを示す指標

資金不足比率の状況

(単位:%)

公営企業会計名	年度	地方公営企業法	資金不足比率	経営健全化基準
下水道事業会計	平成30年度	適用	－ (資金不足なし)	20.0
	平成29年度	－	－	－

【参考】

公営企業会計名	年度	地方公営企業法	資金不足比率	経営健全化基準
下水道事業特別会計	平成30年度	－	－	－
	平成29年度	非適用	－ (資金不足なし)	20.0
農業集落排水事業 特別会計	平成30年度	－	－	－
	平成29年度	非適用	－ (資金不足なし)	20.0

お問合せ 財務課 経営グループ Tel 0879-26-1215